

神奈川県剣道連盟規約の一部改正について ~~(案)~~

第五章 名誉顧問、名誉会長及び顧問等
(名誉顧問、名誉会長及び顧問等)

[現 行]

- 第 19 条 この連盟に、名誉顧問、名誉会長、顧問、相談役、常任相談役および参与を置くことができる。
- 2 名誉顧問及び名誉会長はこの連盟の事業推進上特に必要とする者、又は功績顕著な者に対し、その名誉を表徴するため、理事会で議決し推挙する。
 - 3 顧問、相談役、常任相談役及び参与は、理事会で議決し、会長がこれを委嘱する。
 - 4 顧問、相談役、常任相談役及び参与は、会長の諮問に応ずる。

[改正案]

- 第 19 条 この連盟に、名誉顧問、名誉会長、顧問、常任相談役、相談役および参与を置くことができる。
- 2 名誉顧問及び名誉会長はこの連盟の事業推進上特に必要とする者、又は功績顕著な者に対し、その名誉を表徴するため、理事会で議決し推挙する。
 - 3 顧問、常任相談役、相談役及び参与は、理事会で議決し、会長がこれを委嘱する。
 - 4 顧問、常任相談役、相談役及び参与は、会長の諮問に応ずる。

付 則

平成 27 年 6 月 1 日 一部改正

事務局に関する規程

[現 行]

第 5 条 事務局職員は、次の担当部署の事務を分掌する。

- (1) 総務に関すること
 - ア 庶務・渉外に関すること
 - イ 会計経理に関すること
 - ウ その他、他の所管に属さないこと
- (2) 広報に関すること
 - ア 広報誌等の発行に関すること
 - イ HPに関すること
- (3) 審査・登録に関すること
- (4) 各種大会の実施運営に関すること
- (5) 会員の資質の向上を図るための講習会等一般的教育に関すること
- (6) 特別に選手等の強化教育に関すること
- (7) 青少年の指導・育成・強化に関すること

[改正案]

第 5 条 事務局職員は、次の担当部署の事務を分掌する。

- (1) 総務に関すること
 - ア 庶務・渉外に関すること
 - イ その他、他の所管に属さないこと
- (2) 会計経理に関すること
- (3) 審査・登録に関すること
- (4) 各種大会の実施運営に関すること
- (5) 会員の資質の向上を図るための講習会等一般的教育に関すること
- (6) 特別に選手等の強化教育に関すること
- (7) 青少年の指導・育成・強化に関すること
- (8) 広報に関すること
 - ア 広報誌等の発行に関すること
 - イ HPに関すること

付 則

この規程は、昭和 51 年 7 月 7 日より施行する。

平成 18 年 5 月 30 日 一部改正

平成 20 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 6 月 1 日 一部改正